

騒音規制法の規定に基づく小金井市の規制基準

区域の区分		時間の区分		音量
種別	該当地域			
第 1 種 区域	都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域 前号に掲げる地域に接する地先及び水面	朝	午前 6 時から 午前 8 時まで	4 0 デシ ベル
		昼 間	午前 8 時から 午後 7 時まで	4 5 デシ ベル
		夕	午後 7 時から 午後 1 1 時まで	4 0 デシ ベル
		夜 間	午後 1 1 時から 翌日午前 6 時まで	4 0 デシ ベル
第 2 種 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第 1 種区域に接する地域であつて第 1 種区域の周囲 3 0 メートル以内の地域(以下「第 1 特別地域」という。) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による用途地域として定められていない地域であつて	朝	午前 6 時から 午前 8 時まで	4 5 デシ ベル
		昼 間	午前 8 時から 午後 7 時まで	5 0 デシ ベル
		夕	午後 7 時から 午後 1 1 時まで	4 5 デシ ベル
		夜 間	午後 1 1 時から 翌日午前 6 時まで	4 5 デシ ベル

	第1種区域、第3種区域及び第4種区域に該当する区域を除く地域			
第3種区域	<p>都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であつて第1特別地域に該当する地域を除く地域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域(第1特別地域に該当する地域を除く。)のうち第2種区域(第1特別地域を除く。)に接する地域であつて第2種区域の周囲30メートル以内の地域(以下「第2特別地域」という。)</p> <p>前2号に掲げる地域に接する地先及び水面</p>	朝	午前6時から 午前8時まで	55デシベル
		昼間	午前8時から 午後8時まで	60デシベル
		夕	午後8時から 午後11時まで	55デシベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時まで	50デシベル
第4種区域	<p>都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域(第1特別地域及び第2特別地域に該当する地域を除く。)</p> <p>前号に掲げる地域に接する地先及び水面</p>	朝	午前6時から 午前8時まで	60デシベル
		昼間	午前8時から 午後8時まで	70デシベル
		夕	午後8時から 午後11時まで	60デシベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時まで	55デシベル

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域及び第2特別地域を除く。)における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。